



# 宮 崎 県 公 報

令和8年4月16日(木曜日) 第705号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 64,800円

## 目 次

### 告 示

○宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する 指導要綱の一部を改正する告示……………(循環社会推進課) 1	頁
○保安林の指定予定……………(自然環境課) 2	
○農業振興地域の区域の変更……………(担い手農地対策課) 2	
○公金の徴収に関する事務の委託……………(港湾課) 2	
<b>公 告</b>	
○狩猟免許試験の実施……………(自然環境課) 3	
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査 の実施……………( “ ” ) 4	
○林業労働力の確保の促進に関する第五期改定基 本計画の策定……………(山村・材振興課) 5	

○土地改良区の役員の就任の届出……………(団体指導検査課) 5	
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件) ……( “ ” ) 5	
○土地改良区の定款変更の認可(5件) ……( “ ” ) 7	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 7	
<b>労働委員会告示</b>	
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 閥歴等の公示…………… 7	
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 8	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 8	
<b>県議会公告</b>	
○公文書の開示等の状況…………… 8	
○保有個人情報の開示請求等の状況…………… 8	

## 告 示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第 341号

#### 宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱(平成4年宮崎県告示第1083号の2)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出)			(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出)		
第6条の2 [略]			第6条の2 [略]		
2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類並びに次条第2項に規定する承認通知書の写し(前年度に前項の規定により搬入届出書を提出した場合には、当該搬入届出書の写し)を添付するものとする。			2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類を添付するものとする。		
3 [略]			3 [略]		
4 次条第4項及び第5項並びに第9条から第13条までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			4 次条第4項及び第5項、第9条、第10条第2項から第4項(帳簿の項に限る。)まで、第12条並びに第13条の規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
[略]			[略]		
第9条第2項	承認事業者	届出事業者	第9条第2項	承認事業者	届出事業者
第10条第1項	承認事業者	届出事業者	[略]	承認事業者	届出事業者
	承認通知書	搬入届出書			
[略]			[略]		
第10条第4項	承認事業者	届出事業者	第10条第4項	承認事業者	届出事業者

項	承認通知書	搬入届出書の写し	項		
	承認された	届け出た			
第11条第1項	承認事業者	届出事業者			
	承認通知書	搬入届出書			
第11条第2項	承認通知書	搬入届出書			
	承認された	届出のあった			
	[略]			[略]	

(指導、勧告及び公表)

第13条 [略]

2 [略]

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

別記様式第5号中

前回承認番号	号	前回承認年月日	年 月 日	を
		届出年月日	年 月 日	

前回承認番号	号	前回承認年月日	年 月 日	に改める。
		届出年月日	年 月 日	
処分業者の 氏名又は名称				

附 則

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱第6条の2第4項において読み替えて準用する第10条第4項及び第11条第2項の規定による搬入届出書の写しの保存については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 342号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字雨仮屋3308（次の図に示す部分に限る。）、3311-2
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 343号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和47年宮崎県告示第 926号の2で指定した高千穂町の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおりに変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部担い手農地対策課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
一般財団法人みやざき公園協会	宮崎市鶴島二丁目10番25号

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 

宮崎港マリナー施設（艇庫及びディンギーヤードを除く。）に係る使用料（浮桟橋及びボートヤードを専用使用する場合の使用料を除く。）及びサンビーチーツ葉使用料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
 

令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
 

令和8年4月1日

5 指定公金事務取扱者に委託する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 狩猟免許試験の日時及び会場

試験は、令和8年度において3回行うものとし、その期日は、次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、試験開始30分前からとする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第1回	1 次 試 験	6月24日 (水曜日)	午前10時 宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代字内 野々1561番地の1
		7月1日 (水曜日)	午前9時 宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
	2 次 試 験	6月24日 (水曜日)	午後2時 宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代字内 野々1561番地の1
		7月1日 (水曜日)	午後1時 宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464番地			
第2回	1 次 試 験	9月3日 (木曜日)	午前10時 児湯農業改良普及センター 西都市大字調殿字馬場崎 812
		9月6日 (日曜日)	午前9時 宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
	3 次 試 験	1月24日 (日曜日)	午前9時 宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号
		1月24日 (日曜日)	午後1時 宮崎県都城総合庁舎 都城市北原町24-21
			宮崎県都城総合庁舎 都城市北原町24-21

第2回	2 次 試 験	9月3日 (木曜日)	午後2時 児湯農業改良普及センター 西都市大字調殿字馬場崎 812
		9月6日 (日曜日)	午後1時 宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号
			延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1
	3 次 試 験	1月24日 (日曜日)	午前9時 宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号
		1月24日 (日曜日)	午後1時 宮崎県都城総合庁舎 都城市北原町24-21
			宮崎県都城総合庁舎 都城市北原町24-21

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回の宮崎県庁7号館及び第2回の宮崎県庁7号館試験会場では、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験とし、第1回の延岡市中小企業振興センター及び宮崎県北諸県農業改良普及センター並びに第2回の延岡市中小企業振興センター試験会場及び第3回の宮崎県庁7号館では、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験とし、第1回の宮崎県林業技術センター及び第2回の児湯農業改良普及センター並びに第3回の宮崎県都城総合庁舎では、わな猟免許試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 85円の返信用郵便切手 1枚

ウ 医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書）。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。

1通

エ 住民票 1 通

(2) 書類の提出先及び期間  
第 1 回試験の受験希望者は 5 月 7 日 (木曜日) から 5 月 25 日 (月曜日) までの間に、第 2 回試験の希望者は 6 月 29 日 (月曜日) から 8 月 3 日 (月曜日) までの間に、第 3 回試験の希望者は 11 月 16 日 (月曜日) から 12 月 14 日 (月曜日) までの間に、住所地为管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 受験者への通知等  
狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。  
申請者は、受験票の所定欄に申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者  
合格者には、狩猟免許を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ  
宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 51 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。  
令和 8 年 4 月 16 日  
宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等  
別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者  
令和 5 年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望するもの

3 講習及び適性検査の内容  
(1) 講習  
ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 1 時間  
イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1 時間  
ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1 時間  
(2) 適性検査  
ア 視力検査 (矯正視力可)  
イ 聴力検査 (補聴器使用可)  
ウ 運動能力 (補助具使用可)

4 講習及び適性検査の申込手続  
(1) 所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。  
ア 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円 (宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。)  
イ 85 円の返信用郵便切手 (郵送を希望する場合に限る。) 1 枚  
ウ 医師の診断書 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までに該当しない旨の診断書)。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し。  
1 通

(2) 書類の提出先及び期間

講習及び適性検査を受けようとする者は、住所地为管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、講習開催日の 10 日前までに提出すること。

5 申請者への通知等  
狩猟免許更新申請書を受理した後、申請者へ講習及び適性検査の日時及び会場を指定した審査票を交付する。  
申請者は、審査票の所定欄に申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真を貼り付け、講習及び適性検査の当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付  
講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙  
宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局において交付する。

8 講習及び適性検査についての問い合わせ  
宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7 月 9 日 (木) 午後 1 時 30 分	高千穂町中央公民館 2 階 講堂 西臼杵郡高千穂町大字三 田井 723 番地 1	高千穂町
7 月 13 日 (月) 午後 1 時 30 分	日之影町役場町民ホール 西臼杵郡日之影町大字七 折 9079 番地	日之影町
7 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分	五ヶ瀬町役場町議会議場 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三 ヶ所 1670 番地	五ヶ瀬町
7 月 2 日 (木) 午後 1 時 00 分	延岡市中小企業振興セン ター 延岡市東本小路 121 番地 1	東臼杵
7 月 7 日 (火) 午後 1 時 00 分	日向市中央公民館 日向市中町 1 番 31 号	東臼杵
7 月 14 日 (火) 午後 1 時 00 分	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代 内野々 1561 番地の 1	東臼杵
7 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分	西都市役所北棟 3 階会議 室 西都市聖稜町 2 丁目 1	西都市、西米良村
7 月 9 日 (木)	川南町農村環境改善セン	高鍋町、新富町、

午後 1 時 30 分	ター 児湯郡川南町大字川南 1 3680番地 1	木城町、川南町、 都農町
7月8日(水) 午後 1 時 00 分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206番地 1	宮崎市、国富町、 綾町
7月8日(水) 午後 1 時 00 分	宮崎県西諸県農業改良普 及センター 小林市駅南 300番地	小林市、えびの市 、高原町
7月17日(金) 午後 1 時 30 分	都城中央公民館 都城市姫城町 7 番地 8	都城市、三股町
7月9日(木) 午後 1 時 00 分	日南市南郷ハートフルセ ンター 日南市南郷町中村乙7051 番地25	日南市、串間市
8月31日(月) 午後 1 時 30 分	宮崎県庁 7 号館 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号	県内一円

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条第1項の規定により、林業労働力の確保の促進に関する第五期宮崎県林業労働力確保促進基本計画(改定)(以下「第五期改定基本計画」という。)を定めた。

なお、第五期改定基本計画は、宮崎県環境森林部山村・木材振興課、宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局において縦覧に供する。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、都城盆地土地改良区(都城市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	今満忠昭	都城市山田町中霧島1798番地1
理事	山中美代子	都城市高木町4354番地1

(任期：令和10年3月29日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、高城東水流土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	永田照明	都城市高城町石山4096番地
理事	大井手正信	都城市高城町大井手93番地1
理事	中竹庄市	都城市高城町穂満坊1757番地2
理事	宮丸勝美	都城市高城町穂満坊3139番地
理事	福島清邦	都城市高城町穂満坊79番地
理事	中野清悟	都城市高城町大井手1472番地
理事	榎田秀男	都城市高城町大井手1530番地
理事	吉田瑛一	都城市高城町穂満坊2724番地5
理事	西敏郎	都城市上水流1381番地
監事	亀澤俊男	都城市高城町桜木1357番地
監事	山口孝美	都城市高城町大井手1506番地
監事	山下修一	都城市高城町大井手2425番地

(任期：令和12年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	落合和弘	都城市高城町大井手782番地1
理事	永田照明	都城市高城町石山4096番地
理事	大井手正信	都城市高城町大井手93番地1
理事	中竹庄市	都城市高城町穂満坊1757番地2
理事	宮丸勝美	都城市高城町穂満坊3139番地
理事	福島清邦	都城市高城町穂満坊79番地
理事	中野清悟	都城市高城町大井手1472番地
理事	榎田秀男	都城市高城町大井手1530番地
理事	穂之上利夫	都城市下水流389番地2
監事	亀澤俊男	都城市高城町桜木1357番地
監事	富永功	都城市高城町大井手1449番地1

監 事	山 下 修 一	都城市高城町大井手2425番地
-----	---------	-----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年4月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	前 田 喜 輝	小林市真方5633番地3
理 事	楠 優	小林市真方6870番地2
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地
理 事	小 畠 利 春	小林市東方3934番地
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
理 事	瀬戸山 博 好	小林市細野4000番地
理 事	安 藤 昇	小林市堤2491番地
理 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地口
理 事	古 川 幸 廣	小林市野尻町東麓2703番地
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地1
理 事	福 本 正 三	小林市野尻町三ヶ野山3338番地24
理 事	笹 原 淳一郎	えびの市大字東長江浦1652番地 1 17
理 事	深 瀬 浩 一	えびの市大字大河平3219番地 1
理 事	森 永 良 仁	えびの市大字杉水流 747番地3
理 事	松 石 忠	西諸県郡高原町大字蒲牟田7419番地5
理 事	邊木園 良 昭	西諸県郡高原町大字西麓4848番地9
理 事	久保宮 修 一	西諸県郡高原町大字広原1198番地
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地
理 事	上 村 ゆかり	えびの市大字浦1064番地1

理 事	石 山 珠 美	西諸県郡高原町大字後川内4429番地5
監 事	中 満 敦 雄	えびの市大字原田3981番地1
監 事	横 山 安 美	西諸県郡高原町大字後川内1179番地
監 事	假 屋 昭 和	小林市真方3136番地4

(任期：令和12年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	前 田 喜 輝	小林市真方5633番地3
理 事	楠 優	小林市真方6870番地2
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地
理 事	小 畠 利 春	小林市東方3934番地
理 事	大 山 秋 夫	小林市堤4305番地2
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
理 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地口
理 事	古 川 幸 廣	小林市野尻町東麓2703番地
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地1
理 事	福 本 正 三	小林市野尻町三ヶ野山3338番地24
理 事	笹 原 淳一郎	えびの市大字東長江浦1652番地 1 17
理 事	深 瀬 浩 一	えびの市大字大河平3219番地 1
理 事	森 永 良 仁	えびの市大字杉水流 747番地3
理 事	松 石 忠	西諸県郡高原町大字蒲牟田7419番地5
理 事	原 田 幸 一	西諸県郡高原町大字広原6153番地
理 事	邊木園 良 昭	西諸県郡高原町大字西麓4848番地9
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地
理 事	村 岡 隆 明	えびの市大字栗下 884番地

理 事	高 妻 経 信	西諸県郡高原町大字西麓1009番地
監 事	中 満 敦 雄	えびの市大字原田3981番地 1
監 事	横 山 安 美	西諸県郡高原町大字後川内1179番地
監 事	假 屋 昭 和	小林市真方3136番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、百町原土地改良区（日向市）から令和 8 年 2 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、江原土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 3 月 11 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）から令和 8 年 3 月 12 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 3 月 18 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、二原土地改良区（小林市）から令和 8 年 3 月 26 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
高千穂町
- 2 都市計画の種類及びその名称
  - (1) 種類  
高千穂都市計画汚物処理場
  - (2) 名称  
西臼杵汚泥再生処理センター
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県西臼杵支庁土木課

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 16 日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(令和 8 年 4 月 6 日現在)

氏 名	現職（又は閥歴）
山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁護士
中 田 哲 朗	労働委員会公益委員 (宮崎県農政水産部長)
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
武 井 大 幸	労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高 橋 章 治	労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂 元 義 孝	労働委員会労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 (宮崎中央農業協同組合 監事)
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
関 本 泰 三	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税 田 倫 子	労働委員会使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
矢 野 幸 男	労働委員会使用者委員 宮崎ガス株式会社 常務取締役
松 浦 好 子	労働委員会事務局長
松 元 弘 樹	労働委員会事務局調整審査課長
黒 木 英 治	労働委員会事務局調整審査課課長補佐

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第34号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年4月6日現在次のとおりである。

令和8年4月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,329人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 208,301人

**宮崎県選挙管理委員会告示第35号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年4月6日現在次のとおりである。

令和8年4月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

東臼杵郡選挙区 7,085人

**県議会公告**

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、令和7年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和8年4月16日

宮崎県議会議長 外 山 衛

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(注2) 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実施機関の相違によるものを含む。

2 審査請求の件数  
0件

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年宮崎県条例第48号）第51条の規定により、令和7年度における保有個人情報の開示請求等の状況を次のとおり公表する。

令和8年4月16日

宮崎県議会議長 外 山 衛

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求の状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
1	1	0	0	0	0	0	1

(注) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の状況

0件（該当試験数：1件）

(注) 簡易開示の対象となる保有個人情報は、県議会事務局が実施する会計年度任用職員選考採用試験の結果のみ。

2 保有個人情報の訂正請求の状況

0件

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

0件

4 審査請求の件数

0件